別表一の二　各連結事業年度の連結所得に係る申告書

税務署受付印	年　月　日 税務署長殿	法人区分	普通法人（特定の医療法人を除く。）	協同組合等又は特定の医療法人	※税務署処理欄
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中小法人		
納税地	電話（　）　－	同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社
（ふりがな） 連結親法人名		旧納税地及び旧法人名等			
法人番号		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
（ふりがな） 代表者 記名押印					
代表者住所					

年　月　日
年　月　日　連結事業年度分の　申告書　（連結中間申告の場合の計算期間　年　月　日　年　月　日）

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「54の①」）		1	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（44）	17	円
法人税額（(34)＋(35)＋(36)）		2			連結中間納付額（(15)－(14)）	18	
法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「4」）		3			連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	19	外
差引法人税額（(2)－(3)）		4			計（(17)＋(18)＋(19)）	20	外
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		5		この申告が修正申告である場合	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額	21	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6			課税土地譲渡利益金額	22	
	同上に対する税額（(37)＋(38)＋(39)）	7			課税連結留保金額	23	
連結留保金	課税連結留保金額（別表三の二「4」）	8			法人税額	24	
	同上に対する税額（別表三の二「8」）	9			還付金額	25	外
法人税額計（(4)＋(5)＋(7)＋(9)）		10			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（((16)－(24))若しくは((16)＋(25))又は((25)－(20))	26	外
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六の二(二の二)「7」＋別表十七(三の十二)「7」）		11			連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「3の計」又は「16」）	27	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		12			翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「5の合計」）	28	
控除税額（(((10)－(11)－(12))と(42)のうち少ない金額）		13		この申告がこの申告でのこの申告前の修正申告である場合	連結欠損金等の当期控除額	29	
差引連結所得に対する法人税額（(10)－(11)－(12)－(13)）		14			翌期へ繰り越す連結欠損金	30	
連結中間申告分の法人税額		15					
差引確定法人税額（連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(18)へ記入）　(14)－(15)		16					
法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12/12のうち少ない金額）	31	円		(31)の15％、16％又は19％相当額	34	円
	(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額（(1)－10億円×12/12）	32			(32)の22％相当額	35	
	その他の連結所得金額（(1)－(31)－(32)）	33			(33)の20％又は23.2％相当額	36	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	37	円	土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(三)「23」）	39	円
	同上（別表三(二の二)「28」）	38					
控除税額の計算	所得税の額（別表六の二(一)「6の③」）	40	円	還付を受けようとする銀行又は郵便局名			
	外国税額（別表六の二(二)「16」）	41					
	計（(40)＋(41)）	42					
	控除した金額（(13)）	43					
	控除しきれなかった金額（(42)－(43)）	44					

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）